

○東北学院大学FD推進委員会規程

平成15年12月22日
制定

改正 平成16年4月1日 平成17年4月1日
平成20年4月1日

(設置)

第1条 東北学院大学点検・評価に関する規程第8条に基づき、東北学院大学点検・評価委員会のもとに、東北学院大学FD推進委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、東北学院大学における教育方法の改善を図るため、各学部・学科、各研究科・専攻及び個々の教員の教育活動を支援することを目的とする。

なお、本規程においては、上記の目的にしたがい、教育方法の改善を図る活動を、「ファカルティー・ディベロップメント（FD）」（以下、「FD」と表記する。）と呼ぶ。

(審議・検討事項)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を審議・検討し、その実施にあたる。

- (1) 各学部・学科、各研究科・専攻におけるFDへの取り組み状況を相互に報告し、意見を交換すること。
 - (2) FDに関する情報を収集して分析し、情報及び分析によって得られた知見を、各学部・学科、各研究科・専攻及び個々の教員等に提供すること。
 - (3) FDに関する講演会及び研修会等を企画・実施すること。
 - (4) その他FDに関すること。
- 2 委員会は、関係各組織に対し、可能な範囲で、前項に掲げる事項の審議・検討に必要な資料の提出を要請することができる。
- 3 委員会は、その活動を、年度ごとに点検・評価委員会に報告するものとする。

(組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学務担当副学長
 - (2) 各学部から選出された教員1名
 - (3) 各研究科から選出された教員1名
 - (4) 教育研究所長
 - (5) 学務部長
- 2 委員会に委員長を置く。委員長は、学務担当副学長がその任にあたる。
- 3 委員会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求めることができる。
- 4 委員会は、必要に応じて、小委員会又は作業部会を設けることができる。

(開催及び定足数)

第5条 委員会は委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故あるときは、

あらかじめ委員長が指名した委員が議長となる。

2 委員長は、委員総数の3分の1以上の委員の要請がある場合は、速やかに委員会を開催しなければならない。

3 委員会の開催は、委員の過半数の出席を必要とする。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

(任期)

第6条 各委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務)

第7条 委員会の事務は、学務部教務課がこれを行う。

(改廃手続き)

第8条 この規程の改廃は、点検・評価委員会が発議し、全学教授会及び大学院委員会の議を経て大学長がこれを行うものとする。

附 則

1 本規程は、平成15(2003)年12月22日から施行する。

2 第6条第1項の規定にかかわらず、平成15(2003)年度に選出された委員の任期は、平成18(2006)年3月末日とする。

附 則

本規程は、平成16(2004)年4月1日から施行する。

附 則

本規程は、平成17(2005)年4月1日から施行する。

附 則

本規程は、平成20(2008)年4月1日から施行する。